



No.659
3 分間
税ミナール
令和8年4月8日

ヤマダ総合公認会計士事務所
代表 山田良平
〒124-0012
東京都葛飾区立石 1-12-11 ヤマダビル
TEL:03-3694-6091
FAX:03-3691-6680

防衛特別法人税課税開始 2026年4月1日以後に開始する事業年度から

令和7年3月31日に公布された「所得税法等の一部を改正する法律(令和7年法律第13号)(令7改正法)」により「我が国の防衛力の抜本的な強化等のために必要な財源の確保に関する特別措置法(防確法)」が改正され、防衛特別法人税が創設されました。これに伴い、令和8年4月1日以後に開始する事業年度から、各事業年度の所得に対する法人税を課される法人は、防衛特別法人税の納税義務者となり、防衛特別法人税確定申告書の提出が必要となります。防衛特別法人税の申告書は、法人税及び地方法人税の申告書と一体の様式となっています。ただし、別表一及び別表一の二の様式では、防衛特別法人税の記載欄は法人税及び地方法人税の記載欄とは別葉になります

防衛特別法人税は「基準法人税額」をもとに計算され、所得控除後かつ税額控除前の法人税額から年間500万円の基礎控除を差し引いた残額に対して4%の税率を乗じて算出します。基準法人税額が500万円以下の場合には税額は発生しませんが、申告自体は必要です。

申告・納付期限は法人税と同様に、事業年度終了日の翌日から2か月以内とされています。初年度は中間納付は不要ですが、2年目以降は中間申告・納付が必要となります。

なお、法人税の納税義務がない法人(例えば、公益法人等や人格のない社団等で収益事業を行っていないもの、国内源泉所得を有しない外国法人等)や、清算所得に対する法人税を課される2010年9月30日以前に解散した内国法人である普通法人又は協同組合等は、申告の対象外となります。また、グループ通算制度を適用している通算子法人については、その法人の通算親法人の令和8年4月1日以後に開始する事業年度の期間内に開始するその法人の事業年度が課税事業年度となる、つまり、通算親法人の事業年度を基準に判定が行われます。

*詳細は以下の資料をご覧ください

「防衛特別法人税が創設されました(国税庁)令和7年5月」

<https://www.nta.go.jp/publication/pamph/pdf/0025004-1091.pdf>

